

# ウェブ利用規約の有効性

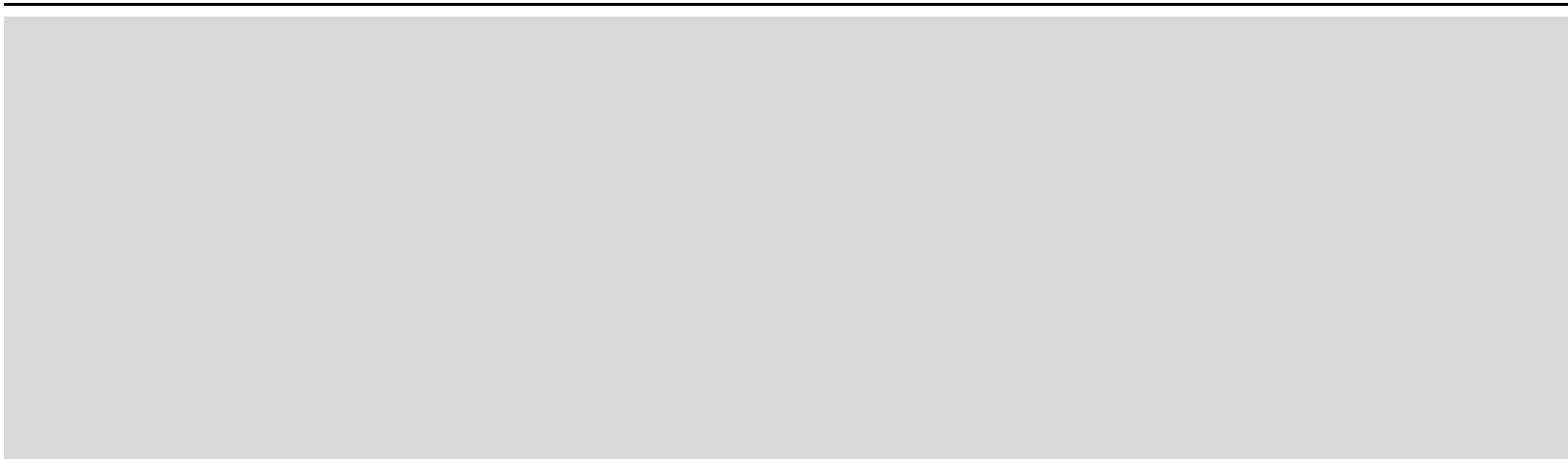
2015 Feb 27

---

英知法律事務所  
弁護士 森 亮二

# ウェブ利用規約の有効性

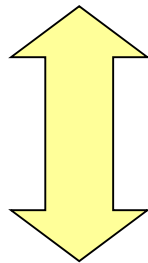
## - 組入れ -



## 本契約への組入れ①

利用規約の有効性が認められる可能性は低い。

- 「利用規約に同意したものとみなします」という記載があるが、サイトのどこに利用規約があるのか分からない。



この両者の間に基準がある？

- サービスを利用しようとする（商品を購入しようとする）、利用規約の画面に誘導される。スクロールして最後までたどり着くと送信ボタンの横に「同意する 同意しない」のラジオボックスがあり、デフォルトでは同意しないになっている。

ここまでやれば、まず有効

## 本契約への組入れ②

準則H23以降(現行)

- サイト利用規約が契約条件に**組み込まれると認められる**場合
  - サイト利用規約が明瞭に表示され、かつ取引実行の条件としてサイト利用規約への同意クリックが必要とされている場合
  - 申込みボタンや購入ボタンとともに利用規約へのリンクが明瞭に設けられているなど、利用者にとってサイト利用規約が取引条件になっていることを明瞭に認識でき且つ利用者がいつでも容易にサイト利用規約の内容を確認できるようにウェブサイトが構築されている場合
- サイト利用規約が契約条件に**組み込まれないであろう**場合
  - ウェブサイト中の目立たない場所にサイト利用規約が掲載されているだけで、ウェブサイトの利用につきサイト利用規約への同意クリックも要求されていない場合

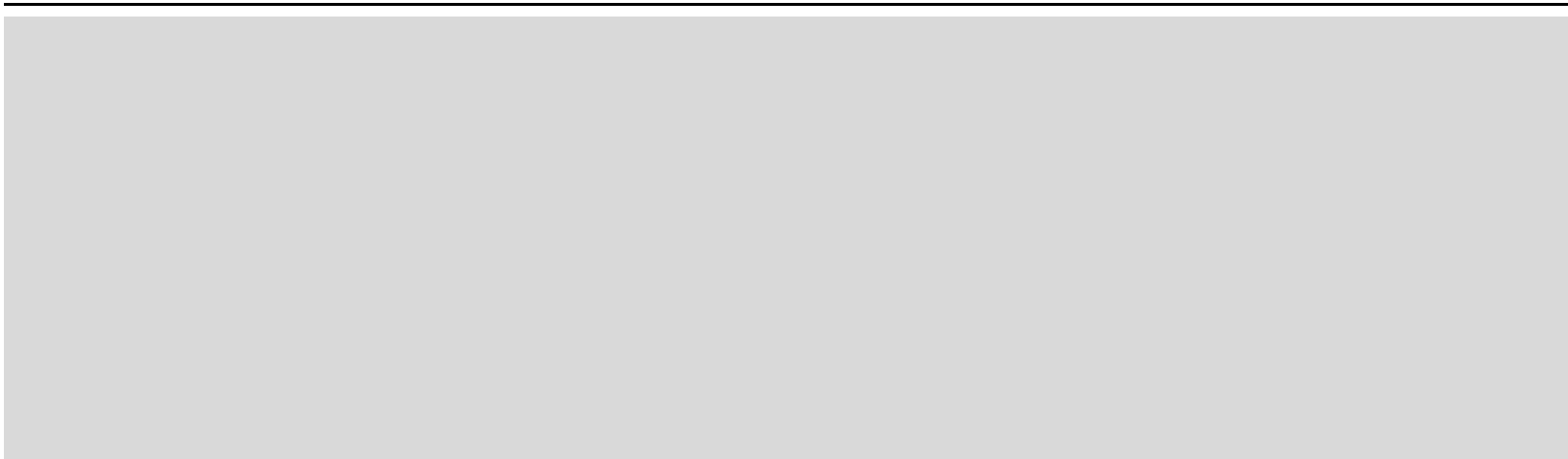
## 本契約への組入れ③

準則H22(旧版)

- サイト利用規約が契約条件に**組み込まれると認められる**場合
  - サイト利用規約が明瞭に表示され、かつ取引実行の条件としてサイト利用規約への同意クリックが必要とされている場合
  
- サイト利用規約が契約条件に**組み込まれるか否かに疑問が残る**場合
  - ウェブサイト中の利用者が必ず気が付くであろう場所にサイト利用規約が掲載されている(例えば取引の申込み画面にサイト利用規約へのリンクが目立つ形で張られているなど)が、サイト利用規約への同意クリックまでは要求されていない場合
  
- サイト利用規約が契約条件に**組み込まれないであろう**場合
  - ウェブサイト中の目立たない場所にサイト利用規約が掲載されているだけで、ウェブサイトの利用につきサイト利用規約への同意クリックも要求されていない場合

準則H23は、事業者にも有利な方向で改訂されている。

# ウェブ利用規約の有効性 - 変更 -





## ウェブ利用規約の変更①

---

Q1: 「利用規約」は、当初は同意が必要であるとしても、その後の変更は事業者が自由にできる。

A1:

Q2: 「利用規約」だからといって、事後的に内容を変更するわけにはいかないが、利用規約中に「当社は本規約の内容を裁量により変更できます」と書いておけば事業者は自由に変更できる。

A2:

Q3: 「変更できます」だけではダメだが、「変更後に利用があれば、変更後の利用規約に同意したものとみなします」としておいてご利用があれば変更の効力確定。

A3:

## ウェブ利用規約の変更②

準則H23(現行)

- 既存の条件を変更後の利用規約の条件に変更するためには、利用者の同意が必要。
  - 明示的な同意があればOK
  - 明示的な同意がなくとも、変更について十分に告知したうえであれば、告知後も異議なく利用を継続することをもって、黙示的に変更への同意があったと認定すべき場合がありうる。

さほど意味のある記述になっていない...



# ウェブ利用規約の変更③

債権法改正要綱案

## 第28定型約款

### 4 定型約款の変更

定型約款の変更について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

ア 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

イ 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この4の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

## ウェブ利用規約の変更④

債権法改正要綱案

(続き)

- (2) 定型約款準備者は、(1)の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
- (3) (1)イの規定による定型約款の変更は、(2)の効力発生時期が到来するまでに(2)による周知をしなければ、その効力を生じない。
- (4) 2(2)の規定は、(1)の規定による定型約款の変更については、適用しない。

ご清聴ありがとうございました

---